

## 地域産品販路拡大活動支援事業補助金 Q & A

しまねブランド推進課

### 【補助要件等】

Q 1 新たな取り組みとは。

A 例えば、地域商社等が

- ・これまでに取引のなかった参加事業者の商品を新規に取りまとめる
- ・これまでに取引のなかった県外小売店等への販路を開拓する
- ・これまでに取引のある県外小売店のバイヤーを新たに（初めて）招聘し、メーカー視察や商談を行う

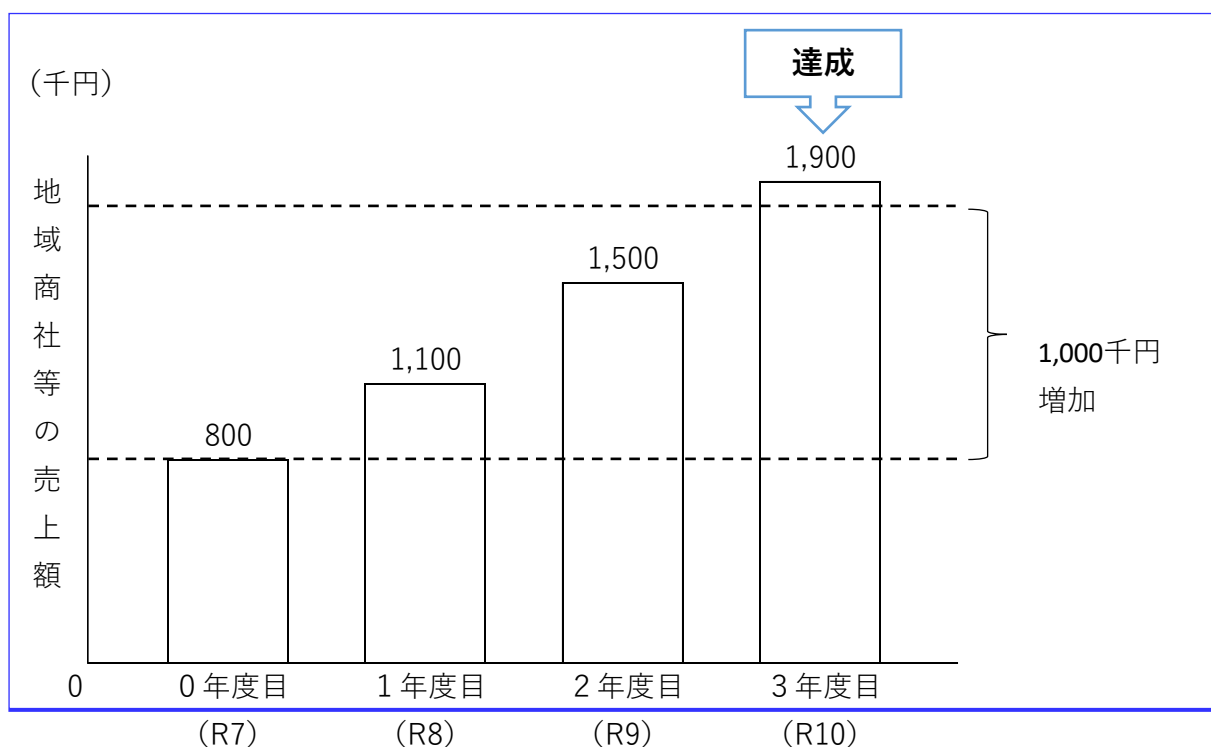
等が対象となります。

なお、従来の取り組みとの違いが分かるように、どこが新規の取り組みであることを明らかにして事業申請書に記載してください。

Q 2 補助事業実施から3年度以内のいずれかの年度において、補助対象事業者が取り扱う参加事業者の商品の、県外小売業者等へ販売した額の合計が、補助事業実施の前年度に比べ、1,000千円以上増加する見込みであること。」とはどういう意味ですか。

A 地域商社等が参加事業者の商品を県外へ販売した額（地域商社等の売上げ額）の合計が、補助事業実施から3年度以内のいずれかの年度において補助事業実施の前年度に比べ、1,000千円以上増加することが必要です。

今年度（令和7年度）に補助事業を実施した場合、令和10年度までの達成を目標とします。なお、県内の小売店等へ販売した額を計上することはできません。



【補助対象経費】

- Q 3 共同商品開発に取り組む場合、商品のパッケージ印刷費用は対象になりますか。
- A 商品の一部となるものに係る経費は対象となりません。ただし、試作品のパッケージ等の印刷費用は対象となります。
- Q 4 県外展示会への出展料は対象になりますか。
- A 対象となりますが、島根県が設置する「島根ブース」(※)の出展料は対象となりません。  
※アグリフードEXPO、フードストアソリューションズフェア、スーパーマーケットトレードショー
- Q 5 補助事業期間外に業者に対して支払った代金は対象経費となりますか。
- A 補助事業期間外に支払った経費は、対象外経費となります。補助事業期間は、交付決定日から令和8年(2026年)3月31日までとなりますので、支払いは左記期間中に終わってください。

【事業実施計画書に添付する書類】

- Q 6 見積書は1者分でもよいですか。
- A 原則、見積書の徴取が必要ですが、契約単位で10万円未満(税込)の場合は不要です。予定価格が10万円(税込)以上の契約をする場合は、原則として、2者以上から見積書を取ってください。ただし、特殊な事情により、2者以上から見積書を取れない場合は、1者選定理由書(様式任意)を作成し、提出してください。
- Q 7 パンフレットや定款が無い場合はどうすればよいですか。
- A パンフレット等がない場合は、事業概要の分かるもの(様式任意)を提出してください。